

ロングドリーム GOLD 3

米ドル 豪ドル

ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)
 <指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(有配当2018)>



ご検討にあたっては、当書面と「**例表または提案書**」をあわせてご確認ください。
 お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、
 契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と
ご契約のしおり一定款・約款 を必ずご確認ください。

詳しくは、保険販売資格をもつ募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「ロングドリームGOLD3」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ロングドリームGOLD3」は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「ロングドリームGOLD3」の引受保険会社である

日本生命の支払能力を保証するものではありません。
 ●法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。



(お問い合わせ、ご照会)

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター(保険)

0120-860-777

月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

(ご契約内容のご照会)

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
 (祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

TP

(©日本19-513,19/4/1,金融法人管理G)MU-LG215

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面

(契約概要 /)
 (注意喚起情報)
 兼
 商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
 なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



**この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

募集代理店

MUFG 三菱UFJ銀行

引受保険会社

日本生命保険相互会社
 NISSAY

外貨の好金利で運用し、当面の間は、
 なるべく「ふやしたい」？ それとも毎年「うけとりたい」？
 そして将来、たくわえた資産を
 大切な人に「のこす」？ それともご自分で「つかう」？
 外貨建終身保険へのお客さまの期待に
 幅広くお応えできる「ロングドリームGOLD3」。
 これからのこと、
 楽しく豊かにイメージしてください。

日本の低金利の状況が続く中、
 外貨への関心が高まっているのをご存知ですか？
 実は、家計における外貨資産は20年で約4倍に増加しています。

➡ 詳細は P.33-34をご確認ください。



フエール

ノコリン

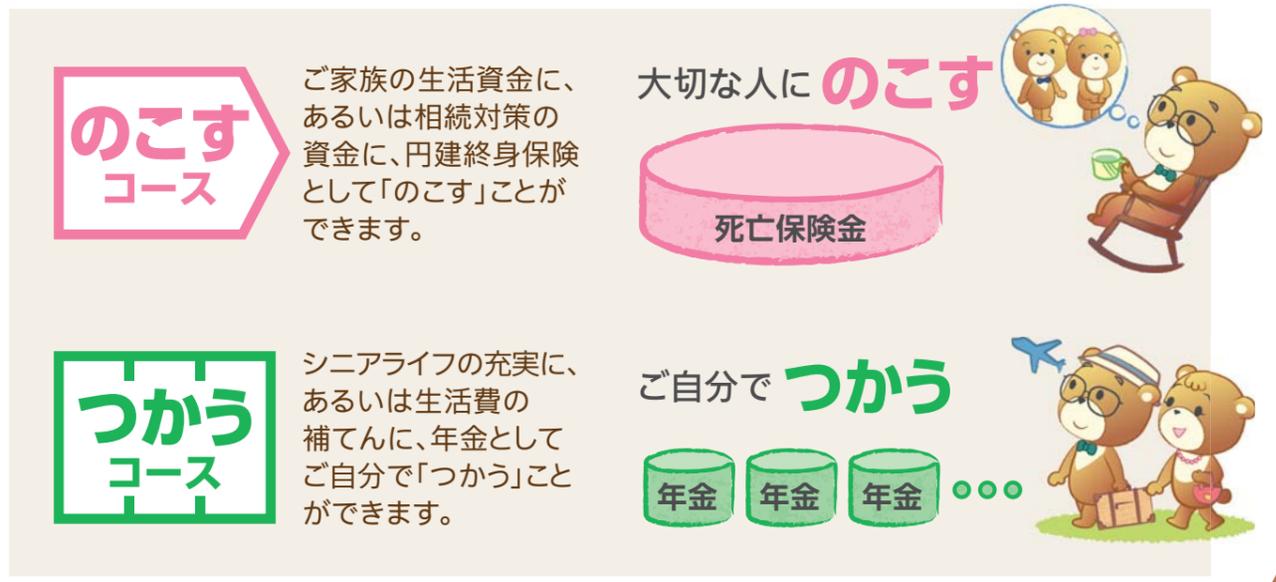
ご加入時、ご希望のタイプを選びます。

当面は… あなたはどちらのタイプ？



いずれのタイプも、あとで活用の仕方が選べます。

将来は… 「のこす」か「つかう」を選べる



※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額も「一時払保険料」と記載しております。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額も「一時払保険料(円)」と記載しております。

※「うけとるタイプ」において定期支払率と記載しているものは、「指定通貨で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率をいい、「円で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率から定期支払金額を円で一定額にするための会社所定の率を差引いた率(円建定期支払率)をいいます。

※「のこすコース」「つかうコース」移行時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

外貨の好金利、しかも複利で**ご資金を運用**。
積立金を**着実にふやして**いきます。

ご注意 ●ご負担いただく費用があります。
●為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じる
ことがあります。 → 詳細はP.23-25をご確認ください。

当面は…

複利でふやし、円の目標金額をめざします。

■解約払戻金の円換算額に目標金額を設定できます。目標金額は何度でも変更できます。

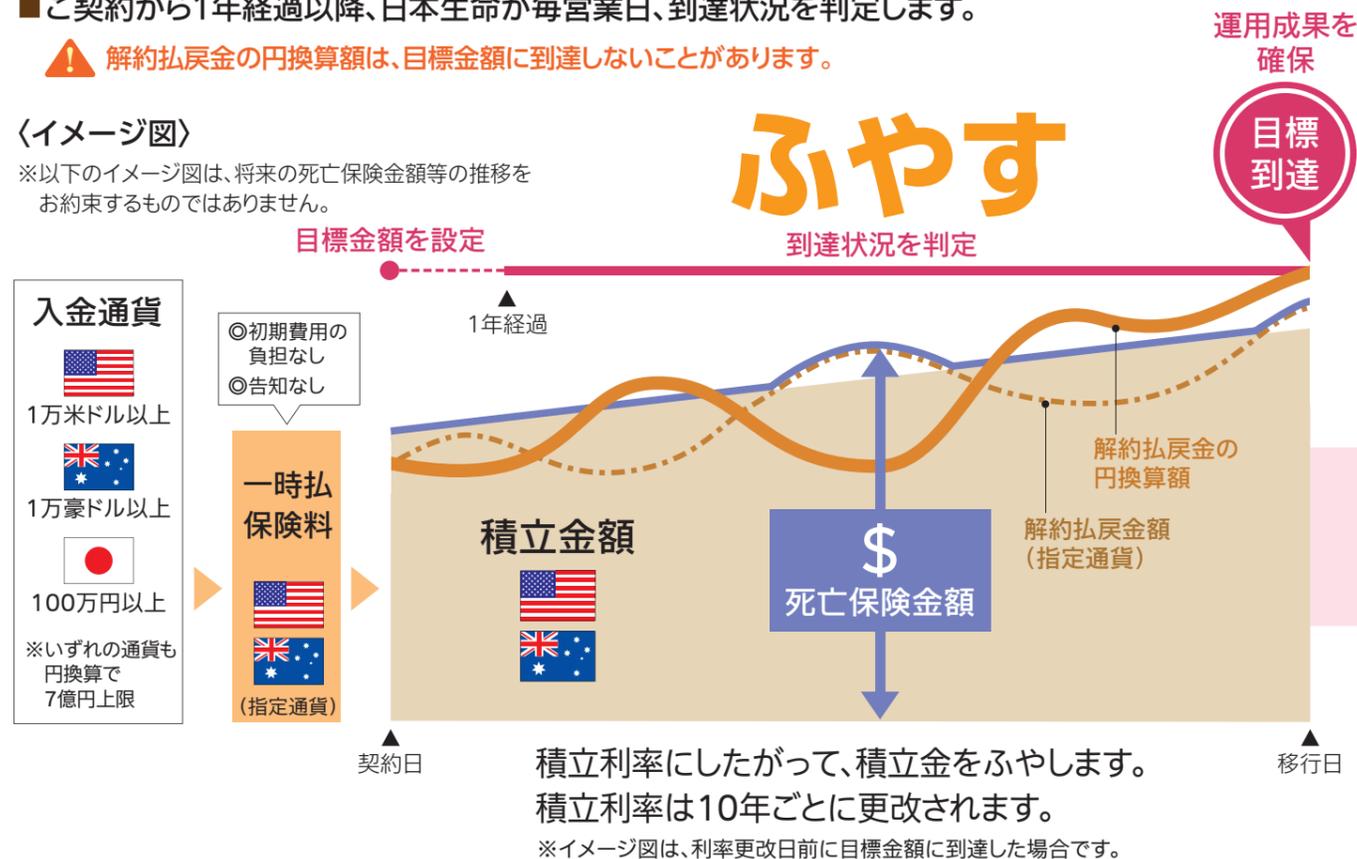
ご契約時は一時払保険料(円)*の105%~200%の間(5%刻み)で、
その後は100%の設定もできます。
※目標金額の設定は必須ではありません。

■ご契約から1年経過以降、日本生命が毎営業日、到達状況を判定します。

⚠ 解約払戻金の円換算額は、目標金額に到達しないことがあります。

〈イメージ図〉

※以下のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。



運用成果を確保
目標到達

将来は…

※ご契約から1年経過以降

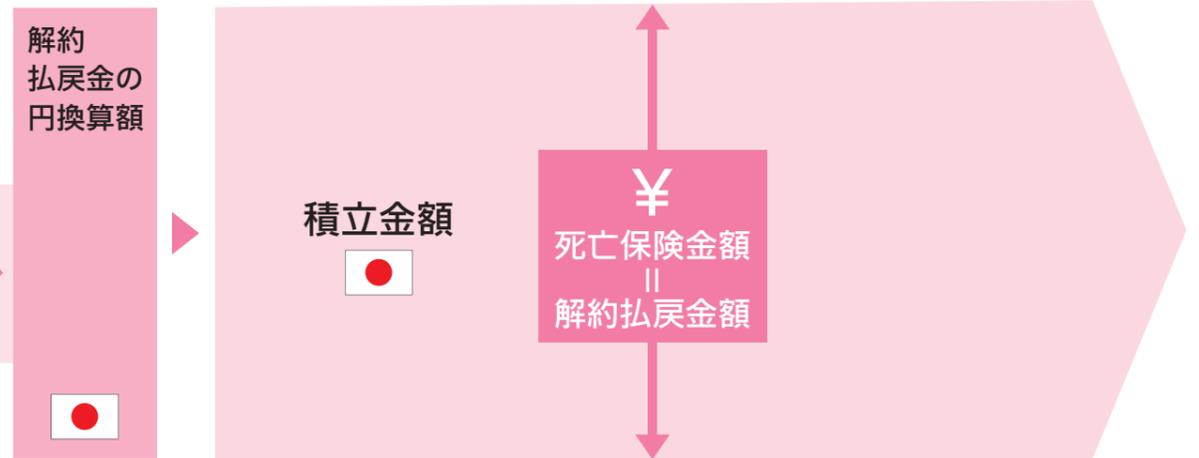
目標金額に到達したら、のこすコースに移行します。

■解約払戻金の円換算額を原資に、そのときのご希望により
活用の仕方が選べます。



のこす コース

「円建終身保険」へ自動移行
大切な方へ、
資産を円で「のこす」ことができます。



※円建終身保険の積立金額は、所定の利率で運用されます。
目標金額に到達する前でも、お申し出により移行できます。 → 詳細はP.9をご確認ください。

死亡保険金 (円または指定通貨)

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。
指定通貨で一時払保険料*以上が保証されます。

死亡保険金は、指定通貨で「積立金額」「解約払戻金額」のいずれか大きい金額となります。

⚠ 円で受取る場合は、為替レートによっては一時払保険料(円)*を下回ることがあります。

→ 詳細はP.11-12をご確認ください。

「円建死亡保険金特約」を付加すれば、
一定期間、一時払保険料(円)*以上が保証されます。

※ご契約時のみ付加できます。

※特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.1をご確認ください。

※円建終身保険へ移行したあとでお申し出いただけます。

つかう コース

お申し出により移行
終身保険を解約し、解約払戻金を円建年金に換え、
ご自分で「つかう」ことができます。



申出
移行

解約
払戻金の
円換算額
||
年金原資

「5年確定年金」「10年確定年金」
「15年確定年金」から選択できます。

¥ 年金 ¥ 年金 ¥ 年金 …… ¥ 年金

目標金額に到達する前でも、
お申し出により移行できます。

→ 詳細はP.9をご確認ください。

⚠ 目標金額に到達せず、お申し出もない場合は、移行前の指定通貨建終身保険が継続します。

うけとる タイプ

外貨の好金利でふやして毎年受取って、
暮らしのプラスαに活用できます。

ご注意 ●ご負担いただく費用があります。
●為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じる
ことがあります。 → 詳細はP.23-25をご確認ください。

当面は…

毎年、一定額の定期支払金が受取れます。

- 指定通貨で一時払保険料*以上を死亡保険金として確保しながら、毎年、一定額の定期支払金が決まった時期に受取れます。
- 定期支払金は「指定通貨で10年一定」と「円で10年一定」を選べます。
- 円で一定額を翌年から、大切な方へ毎年わたすこともできます。
→ 詳細は P.7-8 をご確認ください。

将来は…

※ご契約から1年経過以降

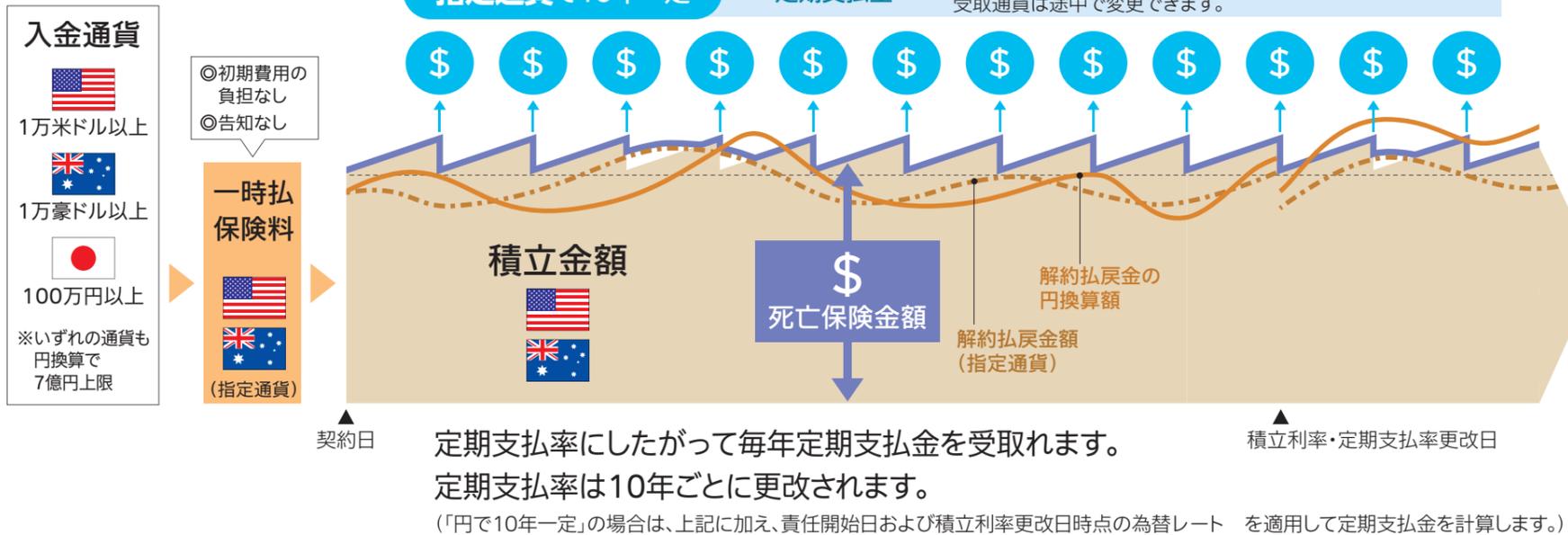
ご希望に応じてコースを選択できます。

- 為替が円安になったとき、年金で受取りたいと思ったとき等、ご自身の判断でコースに移行。解約払戻金の円換算額を原資に、そのときのご希望により活用の仕方が選べます。

うけとる

〈イメージ図〉

※右のイメージ図は、
将来の死亡保険金額等の推移を
お約束するものではありません。



のこすコース お申し出により「円建終身保険」へ移行
大切な方へ、資産を円で「のこす」ことができます。



※円建終身保険の積立金額は、所定の利率で運用されます。

→ 詳細は P.9 をご確認ください。

コースに移行しないで、
定期支払金の受取りを継続することもできます。

つかうコース お申し出により移行
終身保険を解約し、解約払戻金を円建年金に換え、ご自分で「つかう」ことができます。



→ 詳細は P.9 をご確認ください。

死亡保険金 (円または指定通貨)

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。
指定通貨で一時払保険料*以上が保証されます。
死亡保険金は、指定通貨で「積立金額」「解約払戻金額」のいずれか大きい金額となります。
⚠️ 円で受取る場合は、為替レートによっては一時払保険料(円)*を下回ることがあります。

→ 詳細は P.11-12 をご確認ください。

* 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.1をご確認ください。

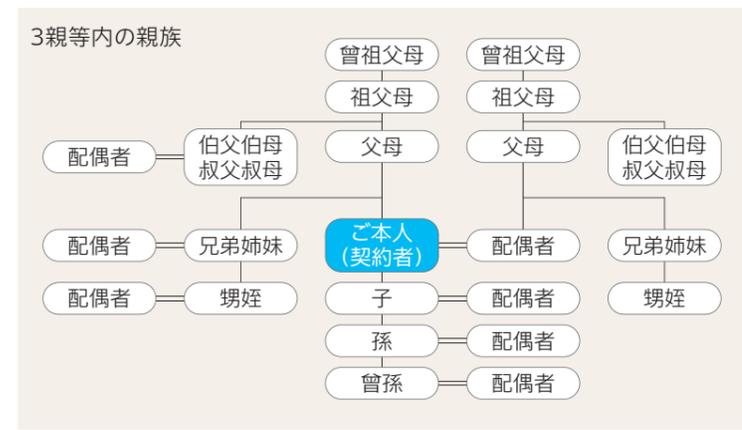
**うけとる
タイプ**
円で10年一定

定期支払金は、生前贈与に活用いた だくこともできます。

定期支払金受取人をお子さまやお孫さまなどに指定することで、毎年円で一定額を「わたす」ことができます。
※「円で10年一定」で契約者が被保険者となる契約でのみお取扱いが可能です。

自在に「わたす」ことができます。

生前贈与で活用する場合、定期支払金受取人を契約者の配偶者、または3親等内の親族から1人指定いただけます。



保険期間の途中で、定期支払金受取人を変更できます。

日本生命に請求いただければ、定期支払金受取人(受贈者)の変更が可能です。また、ときにはご自身で「うけとる」ために、ご自身を定期支払金受取人に指定することもできます。



定期支払金の税制上のお取扱い

贈与税の基礎控除が活用できます。

契約者(保険料負担者)と定期支払金受取人が別人の場合、贈与税の課税対象となります。1月1日～12月31日までの間に定期支払金受取人が受取った贈与財産が基礎控除額の110万円を超える場合は、贈与税の申告を行う必要があります。

基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額) 毎年110万円

※契約者と定期支払金受取人が同一の場合は、所得税(雑所得) + 住民税の課税対象となります。

➡ P.26-28と P.35「贈与税(暦年課税)の計算方法」をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

! 定期支払率および円換算の為替レートは10年ごとに変更されます。そのため、変更後は契約当初の贈与額と異なる場合があります。



請求書類の提出を省略できます。

請求書類の提出は1回目のみです。2回目以降は、定期支払金受取人等を変更しない場合、必要書類を提出いただかなくても請求手続きがあったとみなし、定期支払金をお支払いします。

贈与の手続きが簡単になります。

定期支払金受取人(受贈者)に日本生命が直接お支払いします。また、毎回贈与契約書をつくる手間が省けます。



通常の暦年贈与(暦年課税の贈与)手続きとの比較

通常の暦年贈与の際に、一般的に行われること	贈与の記録を残すため、贈与のつど「贈与契約書」を作成し、贈与者と受贈者で契約を取交わします。	金銭贈与の場合、毎回、贈与者の口座から受贈者の口座へ振込みます。
「ロングドリームGOLD3」 うけとるタイプ なら 暦年贈与の手続きが簡単	日本生命が契約者(贈与者)・定期支払金受取人(受贈者)に発行する「お支払通知」が贈与の記録となりますので、贈与契約書の作成は不要です。また、1回目の贈与時の請求手続きにより、2回目以降は、定期支払金受取人(受贈者)に変更がなければ、必要書類を提出いただかなくても請求手続きがあったとみなし、1回目と同様にお支払いします。 ※毎回、日本生命から契約者(贈与者)に変更有無の確認を行います。変更がある場合は、所定の書類にて請求いただけます。	定期支払金受取人(受贈者)の口座へ、毎回、日本生命がお振込みします。
	<p>毎年の贈与契約書の作成は不要</p> <p>毎年の受贈者への確認も不要</p> <p></p> <p></p>	

「ロングドリームGOLD3」うけとるタイプ を活用した贈与は、以下の理由から定期贈与(定期金に関する権利の贈与)に該当しません。

- 定期支払金受取人は、契約当日までは定期支払金を受取る権利を有していない(契約者が定期支払金受取人を変更できる)。
- 契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われる。
*死亡保険金受取人と定期支払金受取人が同一人である場合も同様

定期贈与とは
たとえば「1,100万円を10年間に分けて毎年110万円ずつ贈与する」といった約束をして贈与を行うことをいいます。定期贈与があったと認定されると、この例だと1,100万円の総額に対し課税され、贈与税が高額になります。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

アフターサービス

資料・早見表

将来、たとえば
こんなことがあったとき…

お申し出により、できること



ご注意

- 解約払戻金の計算時に費用のご負担が生じることがあります。
 - 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
- ➡ 詳細はP.23-25をご確認ください。

これから円高が進んだら、困るなあ～

そう思ったら

円建終身保険に移行し、
為替の影響をなくすことができます。

解約払戻金の円換算額を原資に、
円建終身保険に移行できます。

ご契約から
1年経過以降に移行可能。



相続の備えはできたから、自分でつかおうかな

そう思ったら

解約払戻金を原資に、
円で年金を受取ることができます。

解約払戻金の円換算額を原資に、
円で受取る年金に移行できます。

ご契約から
1年経過以降に移行可能。

※「つかうコース」への移行をご希望される場合、その時点での取扱いをご案内しますので、日本生命までお申し出ください。なお、お申し出いただいたときに、日本生命が「解約払戻金の年金支払に関する特約」を取扱っている場合に限り可能です。



ふやすタイプだったけど

生活資金に、もうすこしゆとりがほしいな

うけとるタイプだったけど

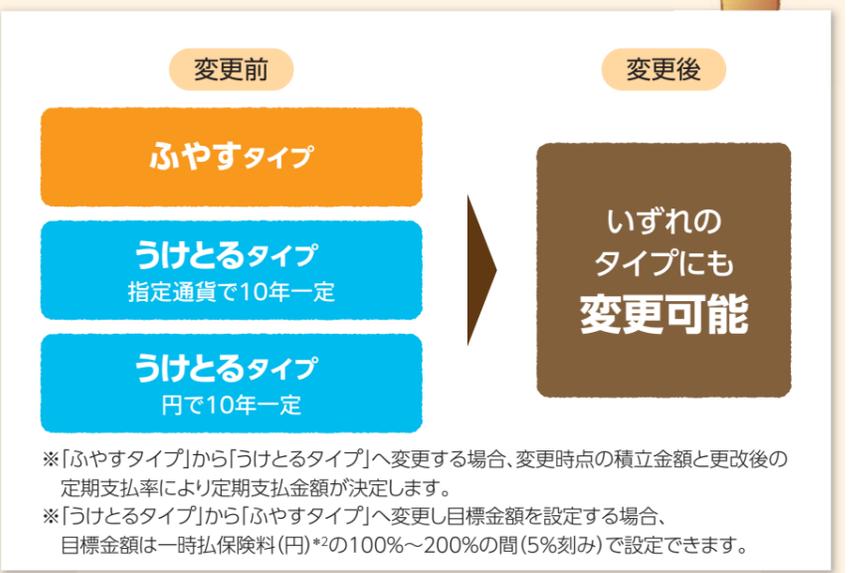
そろそろ、たくわえを大きくしようか

そう思ったら

ご契約時のタイプから、
他のいずれのタイプへも
変更できます。

ご契約から10年ごとの
積立利率更改日に移行可能。

※タイプ変更をご希望される場合、その時点での取扱いをご案内しますので、日本生命までお申し出ください。なお、お申し出いただいたときに、日本生命が取扱っている場合に限りです。



*2 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.1をご確認ください。

資金が必要になったけど、保障は残したいよ

そう思ったら

いつでも減額(一部解約)
することができます。

減額(一部解約)することで、その分
に対する解約払戻金を円または指定
通貨で受取ることができます。

※全部解約し、一括受取りすることもできます。



お申し出は…

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621

通話料無料

月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3除く)

死亡保険金について

被保険者が死亡した日の

積立金額(指定通貨)

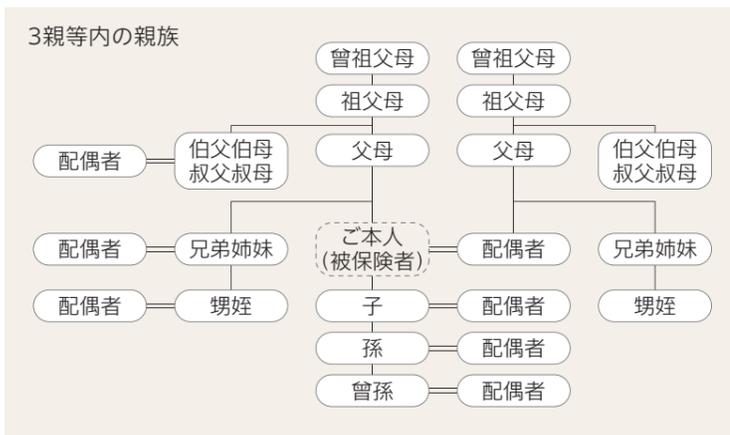
解約払戻金額(指定通貨)

いずれか大きい金額=死亡保険金として支払われます。

死亡保険金受取人は、被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定いただけます(複数人指定可)。

※複数人指定いただいた際は、原則代表者の口座にお振込みしますが、個別の口座に死亡保険金をお振込みできる場合もあります。

※海外に居住されている方や外国籍の方も指定いただけます。ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う必要があります。



生命保険のメリット

死亡保険金の非課税額が活用できます。

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。受取人が相続人*1のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、死亡保険金の非課税額を活用することができます。

$$\text{死亡保険金の非課税額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^{*2}$$

*1 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。

*2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。養子は人数が限られます(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとなります)。

※税務に関する内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

→ 詳細はP.26-28をご確認ください。

死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、遺産分割協議の対象外*3となります。

*3 ただし、相続人間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

死亡保険金は、すみやかに受取りいただけます。

生命保険の死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内*4にお受取りいただけます。

*4 ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

請求に必要な書類は以下のとおりです。

- 所定の請求書
- 死亡診断書(コピー可)
- 所定の本人確認書類(コピー可)

※その他、戸籍謄(抄)本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合もあります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.26をご確認ください。

⚠ 指定通貨で一時払保険料*以上が保証されますが、円で受取る場合、為替レートによっては一時払保険料(円)*を下回ることがあります。



そこで 一時払保険料(円)*以上を確保したい場合は……

円建死亡保険金特約

ふやすタイプ

のみ付加可能

※ご契約時のみ付加でき、途中解約はできません。

一定期間、一時払保険料(円)*が最低保証されます。

死亡時の為替レートがご契約時より円高になった場合でも、右記の期間、円で受取る死亡保険金が、一時払保険料(円)*を下回らないように保証します。

ご契約時の被保険者の満年齢	保証される期間(ご契約時から)
15~75歳	5年間
76~90歳	2年間

→ 詳細はP.19をご確認ください。

⚠ 特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。

例 死亡時に円高の場合

イメージ図



例 死亡時に円安の場合

イメージ図



※以上のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.1をご確認ください。



契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項です。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。**
- **ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項およびご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。**

詳細については **ご契約のしおり一定款・約款** をご確認ください。

	記載 ページ
1 保険のしくみ	P.15
2 積立利率	P.17
3 保障内容	P.17
4 解約払戻金	P.18
5 特約	P.18
6 引受条件 (2019年4月現在)	P.20
7 配当金	P.21
8 リスク	P.21
9 諸費用	P.21

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額も「一時払保険料」と記載しております。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額も「一時払保険料(円)」と記載しております。

※「うけとるタイプ」において定期支払率と記載しているものは、「指定通貨で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率をいい、「円で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率から定期支払金額を円で一定額にするための会社所定の率を差引いた率(円建定期支払率)をいいます。

※「のごすコース」「つかうコース」移行時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)

この保険は、ご契約時に「ふやすタイプ」・「うけとるタイプ」から選択いただき、ご契約から1年経過以降は「のこすコース」・「つかうコース」に移行できる外貨建の終身保険です。

指定通貨とタイプの選択

- 指定通貨は米ドル・豪ドルから選択いただき、ご契約後に変更することはできません。また、タイプは「ふやすタイプ」・「うけとるタイプ」から選択いただけます。
- 「ふやすタイプ」は、円建死亡保険金特約を付加することができます。
- 「うけとるタイプ」は、「指定通貨で10年一定」・「円で10年一定」から選択いただけます。
- ご契約後は積立利率更改日にタイプを変更することもできます。*1

保険料のお払込み

一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が責任開始の日となります。

死亡保険金のお支払い

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。

ふやすタイプ

- 積立利率にしたがって、積立金をふやします。
- 解約払戻金の円換算額に目標金額を設定することができます。目標金額は一時払保険料(円)*2の105%~200%(5%刻み)で設定できます。ご契約後は100%の設定も可能になります。*目標金額の設定は必須ではありません。また、設定を取消することもできます。
- ご契約から1年経過以降、解約払戻金の円換算額が目標金額に到達したとき、「のこすコース」に移行します。なお、目標金額に到達しない場合や目標金額を設定しない場合でも、ご契約から1年経過以降、お申し出をいただくことで、「のこすコース」または「つかうコース」*1に移行できます。

うけとるタイプ

- 契約応当日に被保険者が生存しているとき、定期支払率にしたがって毎年定期支払金をお支払いします。なお、定期支払率は「指定通貨で10年一定」・「円で10年一定」で異なります。また、定期支払率は10年ごとに更改されるため、それにともない定期支払金額も変動します。「円で10年一定」の場合は、上記に加え、責任開始日および積立利率更改日時点の為替レートを適用して定期支払金を計算します。
- ご契約から1年経過以降、お申し出により「のこすコース」または「つかうコース」*1に移行できます。

のこすコース

- 「ふやすタイプ」において目標金額に到達したときや、「ふやすタイプ」・「うけとるタイプ」においてお申し出をいただくことで移行できる円建終身保険です。解約払戻金の円換算額が移行時の積立金額となり、所定の利率が適用されます。
- お申し出により「つかうコース」に移行できます。*1

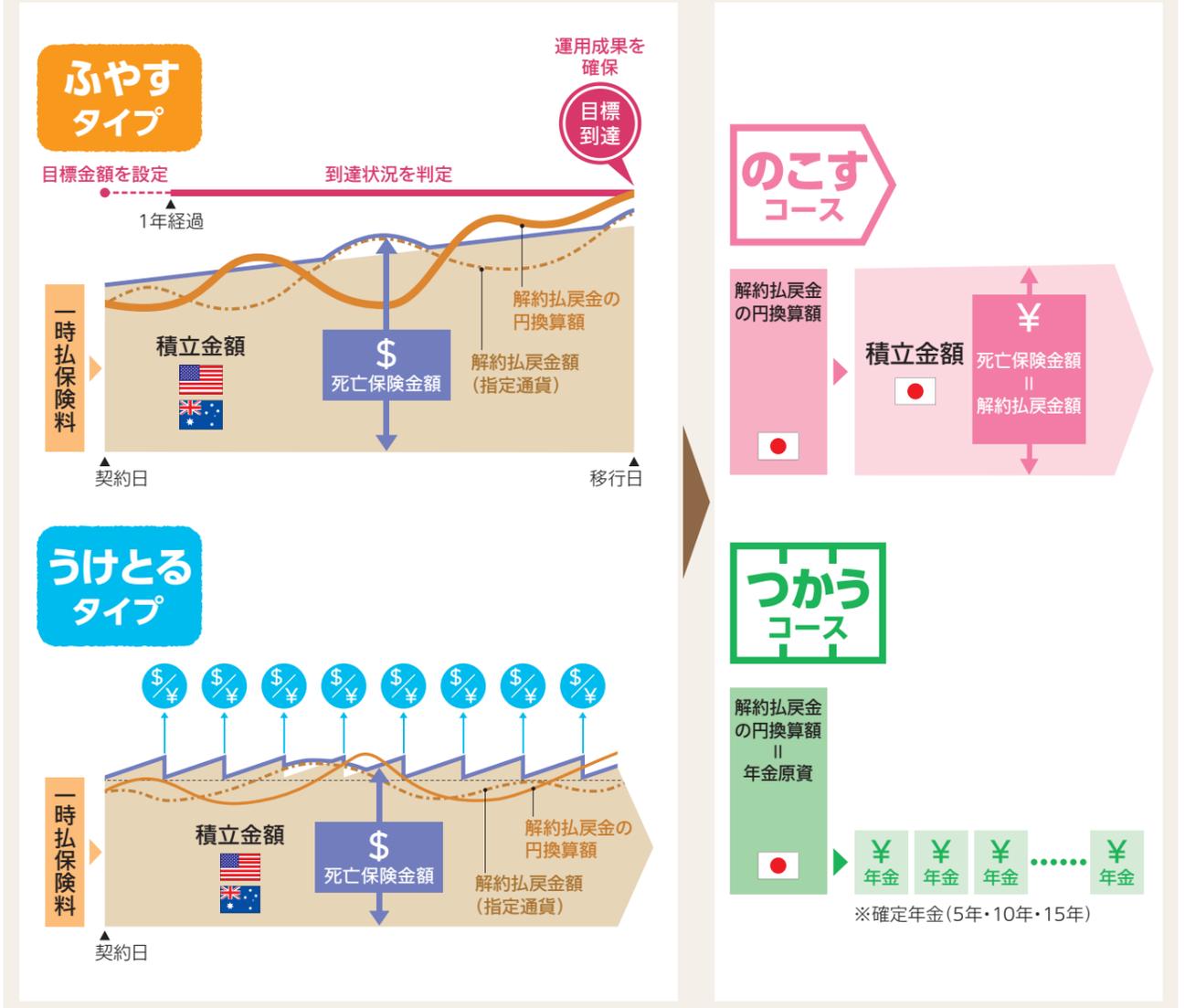
→ 次ページへ続く

つかうコース

- 「ふやすタイプ」・「うけとるタイプ」・「のこすコース」において、主契約を解約し、解約払戻金を円建年金に換えて受取ることができます。*1
解約払戻金の円換算額が年金原資となり、年金支払期間中は所定の利率が適用されます。

- *1 お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。
- *2 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.14をご確認ください。

イメージ図



*イメージ図はP.3-6もご確認ください。

円に換算する際に使用される為替レートは以下のとおりです。

	為替レート	適用日
目標金額に到達し、「のこすコース」に移行するとき	TTM-50銭	目標金額に到達した日
お申し出により、「のこすコース」または「つかうコース」に移行するとき		日本生命が必要書類を受付けた日

* TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
* 為替レートは将来変更されることがあります。

2 積立利率

- 積立利率とは、積立金に適用される利回りです。
契約日および10年ごとの契約応当日において、以下のように計算されます。
積立利率＝指標金利の所定の期間における平均値＋所定の率－保険契約関係費率
※通貨・契約日における被保険者の年齢（15歳以上75歳以下と76歳以上90歳以下）・
タイプ・円建死亡保険金特約の有無ごとに毎月2回（1日と16日）設定
- 積立利率は10年間保証され、10年ごとの契約応当日に更改されます。
更改後の積立利率が0.01%を下回ることはありません。
更改時においても契約日における被保険者の年齢をもとに計算します。

3 保障内容

ふやすタイプ	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下の①②いずれか大きい金額です。 ① 積立金額 ② 解約払戻金額 円建死亡保険金特約が付加されている場合は、 以下の③④いずれか大きい金額です。 ③ ①②いずれか大きい金額を円に換算した額 ④ 一時払保険料(円)*
うけとるタイプ	契約応当日に被保険者が生存しているとき、 以下の金額を定期支払金としてお支払いします。 ＜指定通貨で10年一定＞ 一時払保険料*×定期支払率 ＜円で10年一定＞ ・支払事由該当日が契約日の直後の積立利率更改日以前 一時払保険料(円)*×契約日における定期支払率 ・支払事由該当日が契約日の直後の積立利率更改日の翌日以降 一時払保険料*×直前の積立利率更改日の会社所定の為替レート× 積立利率更改日における定期支払率 なお、定期支払率は「指定通貨で10年一定」・「円で10年一定」で異なります。 また、定期支払率と会社所定の為替レートは10年ごとに変更されます。 ※支払事由該当日が積立利率更改日の場合、前日の定期支払率を使用します。 ※積立利率更改日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
のこすコース	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下の①②いずれか大きい金額です。 ① 積立金額 ② 解約払戻金額
つかうコース	解約日の毎年の応当日に被保険者が生存しているとき、年金をお支払いします。 年金額は年金原資、年金種類、年金開始日における所定の利率によって計算 されます。年金種類は5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金です。 ※年金支払期間中に年金受取人が亡くなられたときは、 将来の年金の現価を一括で年金受取人の相続人にお支払いします。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.14をご確認ください。

4 解約払戻金

ふやすタイプ うけとるタイプ	解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日の以下の金額です。 $\text{積立金額} \times (1 - \text{市場金利調整率}) - \text{解約控除額}$ <ul style="list-style-type: none"> ●市場金利調整率＝$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$ ●解約控除額＝一時払保険料*×解約控除率 ●残存月数＝解約日から、その直後の積立利率更改日の前日までの月数 (端数日は切上げ) <p>→ 解約控除率は P.25 をご確認ください。</p> <p>ただし、解約日が10年ごとの契約応当日の場合、市場金利調整を適用しないため 解約払戻金額は積立金額となります。</p>
のこすコース	解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日の積立金額です。
つかうコース	解約することはできませんが、代わりに、お申し出により 将来の年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.14をご確認ください。

5 特約

円入金特約

保険料を円でお払込みいただける特約です。
一時払保険料は円払込金額を指定通貨に換算した額になります。

外貨入金特約

保険料を指定通貨以外の外貨*1でお払込みいただける特約です。
一時払保険料は払込金額を指定通貨に換算した額になります。
*1 指定通貨が米ドルなら豪ドル、指定通貨が豪ドルなら米ドル

円支払特約

死亡保険金や解約払戻金を円に換算してお支払いする特約です。

→ 次ページへ続く

円建死亡保険金特約

「ふやすタイプ」において、死亡保険金を円に換算してお支払いするとともに、その金額を一時払保険料(円)*2で最低保証する特約です。
 特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。
 この特約はご契約時のみ付加することができ、途中解約はできません。
 また、特約の保険期間は以下のとおりです。特約の保険期間が満了すると、特約は消滅します。
 *2 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
 詳しくは、P.14をご確認ください。
 ※「うけとるタイプ」では付加できません。

ご契約時の被保険者の満年齢	保証される期間(ご契約時から)
15～75歳	5年間
76～90歳	2年間

定期支払特約

「うけとるタイプ」を選択いただいた場合に付加される特約です。
 ※「うけとるタイプ」についてはP.15・P.17をご確認ください。
 ※積立利率更改日に付加および解約することができます。
 ただし、お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

定期支払金円支払特約

「うけとるタイプ」の「指定通貨で10年一定」において、定期支払金を円に換算してお支払いする特約です。

定期支払金額円建固定特約(率更改型)

「うけとるタイプ」の「円で10年一定」を選択いただいた場合に定期支払特約とあわせて付加される特約です。
 ※「円で10年一定」についてはP.15・P.17をご確認ください。
 ※積立利率更改日に付加および解約することができます。
 ただし、お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

解約払戻金の年金支払に関する特約

「つかうコース」への移行をお申し出いただいた場合に付加される特約です。
 ※「つかうコース」についてはP.16・P.17をご確認ください。
 ※ただし、お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている場合に限りです。

為替を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日
外貨入金特約	(指定通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)	
円支払特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受付けた日
円建死亡保険金特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受付けた日
定期支払金円支払特約	TTM-50銭	契約応当日または日本生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日
定期支払金額円建固定特約(率更改型)	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日 ※ただし、定期支払率更改後は定期支払率更改日

※TTM(対顧客電信売相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。
 上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
 ※為替レートは将来変更されることがあります。

6 引受条件 (2019年4月現在)

一時払保険料	最低*1	1万米ドル(1米ドル単位)
		1万豪ドル(1豪ドル単位)
	最高*2	100万円(10万円単位)
保険料払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
最低保証積立利率		年0.01%
増額		取扱いなし
減額*3		取扱う
被保険者年齢範囲*4		15～90歳
保険期間		終身
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族
定期支払金受取人		契約者本人
「円で10年一定」かつ契約者と被保険者が同一人の場合		契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族
指定代理請求		契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1名指定できます。
代理請求できる場合		被保険者と定期支払金受取人が同一人である場合、定期支払金受取人が定期支払金を請求できない事情があると日本生命が認めたとき
指定代理請求人の範囲		(1)被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。

*1 払込通貨で判定
 *2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定
 ほかに被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険のご契約がある場合は、それらを合算して判定
 *3 1,000米ドル・豪ドル単位で減額後の基本保険金額が1万米ドル・豪ドル以上となる範囲
 *4 被保険者の契約日における満年齢
 ※上記内容は将来変更されることがあります。

7 配当金

この保険は有配当保険です。

日本生命の毎年の決算により剰余金が生じた場合、各契約に配当金が割当てられ、積立てられます。積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- 契約者からの請求があったとき
- 契約が消滅したとき

配当金は円でお支払いします。

日本生命の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

8 リスク

この保険には、リスクがあります。P.23をご確認ください。

9 諸費用

この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.24-25をご確認ください。

注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項です。

● **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**

● お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は

ご契約のしおり一定款・約款 もご確認ください。

記載
ページ

引受保険会社の名称および住所 …… P.23

苦情・相談・請求等のお問い合わせ先 …… P.23

① リスク …… P.23

② 諸費用 …… P.24

③ 責任開始の日・契約日 …… P.25

④ 死亡保険金等のご請求 …… P.25

⑤ 死亡保険金等をお支払いできない場合 …… P.26

⑥ 解約払戻金 …… P.26

⑦ 税金の取扱い(2019年2月現在) …… P.26

⑧ 現在のご契約を解約・減額して
新しいご契約のお申込みをする場合 …… P.29

⑨ クーリング・オフ制度 …… P.29

⑩ 相互会社運営 …… P.30

⑪ 生命保険会社が経営破綻した場合等 …… P.30

用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額も「一時払保険料」と記載しております。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額も「一時払保険料(円)」と記載しております。

※「うけとるタイプ」において定期支払率と記載しているものは、「指定通貨で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率をいい、「円で10年一定」では定期支払特約を付加した場合の積立利率から定期支払金額を円で一定額にするための会社所定の率を差引いた率(円建定期支払率)をいいます。

※「のこすコース」「つかうコース」移行時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

引受保険会社の名称および住所

引受保険会社 日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
https://www.nissay.co.jp

苦情・相談・請求等のお問い合わせ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間:月～金曜日9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受け付けております。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

1 リスク

この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

(1) 為替変動リスク

- 死亡保険金、定期支払金、解約払戻金は為替レートの変動の影響を受けます。
- 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。
 - 保険金等を円に換算した額が、一時払保険料(円)を下回ることがあります。

(2) 金利変動リスク

- 解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。
- 解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- この保険は、債券等への投資によって積立金額をふやす、または定期支払金をお支払いするしくみとなっております。債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるために、市場金利調整を導入しています。

※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品を求めて当保険を解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

(1)(2)のリスクは複合的に発生する場合があります。
そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

<例> 円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、金利が上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

2 諸費用

ご契約に際して、ご負担いただく諸費用は以下のとおりです。
なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

「ふやすタイプ」

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

●円建死亡保険金特約を付加した場合

上記に加えて、死亡保険金を一時払保険料(円)*で最低保証するための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

「うけとるタイプ」

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)と、定期支払金をお支払いするための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

●「円で10年一定」を選択した場合

上記に加えて、定期支払金額を円で一定額とするための費用を、定期支払率を定める際にあらかじめ控除しております。

「のこすコース」

ご契約の維持等に必要な費用を、移行時に適用される利率を定める際にあらかじめ控除しております。

「つかうコース」

責任準備金に対して次の費用を控除したうえで年金額が計算されます。

年金の種類	費用
5年確定年金	年率0.290%
10年確定年金	年率0.230%
15年確定年金	年率0.151%

※上記の費用は、将来変更される可能性があります。

通貨の換算

	1通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき	50銭
指定通貨を円に換算するとき	
外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに25銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに25銭

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについてはP.19をご確認ください。

➡ 次ページへ続く

解約をした場合

解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料*に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

契約日の10年後の応当日以降は、解約の費用はかかりません。

その他

取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.22をご確認ください。

3 責任開始の日・契約日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が契約上の責任開始の日となります。募集代理店および募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。

契約日

契約日は責任開始の日と同日になります。

4 死亡保険金等のご請求

死亡保険金等のお支払事由に該当した際はすみやかに日本生命のお問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができない可能性がありますので、契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。定期支払金および年金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。その他、死亡保険金の受取人変更等、ご契約内容を変更する場合もすみやかに日本生命のお問い合わせ窓口までご連絡ください。また、定期支払金のお支払い後、契約応当日より前に被保険者が死亡していたことが判明した場合、死亡保険金額からその支払われた定期支払金額を差引いてお支払いすることがあります。

5 死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

6 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除についてはP.18・P.25、金利変動リスクについてはP.23をご確認ください。解約時の受取額の変動に影響を与える要素についてはP.37もあわせてご確認ください。なお、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

7 税金の取扱い(2019年2月現在)

以下の内容は、2019年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、死亡保険金、定期支払金、解約払戻金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

お申込みいただいた一時払保険料は、お申込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です(他の保険料控除の対象とはなりません)。ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が、自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

保険期間中

定期支払金のお受取りに際してかかる税金は契約者・定期支払金受取人の関係によって異なります。

ご契約内容	税の種類
契約者と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と受取人が異なる場合	贈与税

※雑所得の課税対象額＝その年にお受取りいただいた定期支払金額－必要経費

- 必要経費＝第1回の定期支払金額*1 × 必要経費割合
- 必要経費割合*2 = $\frac{\text{一時払保険料*3}}{\text{第1回の定期支払金額*1} \times \text{支払事由発生日における被保険者の平均余命} + \text{基本保険金額*4}}$

- *1 指定通貨でお受取りいただいた場合は、定期支払金額を第1回の定期支払金の支払事由発生日における為替レートにより円に換算した金額、円によりお受取りいただいた場合は、円による受取金額となります。
- *2 小数で算出し、小数点第3位以下を切上げとなります。
- *3 指定通貨による入金の場合は、一時払保険料を着金日の為替レートで円に換算した金額、円入金特約を付加した場合は円払込金額、また、外貨入金特約を付加した場合は、払込金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。
- *4 基本保険金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。

→ P.35 「所得税法施行令 別表 余命年数表(抜粋)」をあわせてご確認ください。

- ※以下の場合、贈与した定期支払金が相続税の課税価格に加算されます。
 - 契約者からの贈与について、定期支払金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合(この場合、毎年110万円の基礎控除はなく、2,500万円の特別控除を超えた額に対して20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます)。
 - 「相続時精算課税制度」を選択していない定期支払金受取人が、契約者の相続により遺産を取得した場合で、相続開始前3年以内に受取った定期支払金。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母*5
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において20歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	(1年間の受贈財産の合計価額－110万円) × 税率－控除額	[受贈財産の合計価額(累計)－2,500万円] × 税率20%

*5 2021年12月31日までの住宅取得等資金の場合は贈与者の年齢制限なし。

→ P.35 「贈与税(暦年課税)の計算方法」をあわせてご確認ください。

注意 相続人でない孫が定期支払金を受取り、他者が死亡保険金を受取った場合は、孫が相続開始前3年以内に受取った定期支払金は相続税の課税対象となりません。しかし、相続人でない孫が定期支払金と死亡保険金を受取った場合、相続開始前3年以内に受取った定期支払金は相続税の課税対象となります。さらにこの場合、孫は相続人ではないため、相続税の非課税の取扱いを受けることができないことに加え、相続税が2割加算されます。

解約払戻金のお受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

税の種類
所得税(一時所得) + 住民税

※一時所得の課税対象額＝
 $\{(\text{解約払戻金}) + (\text{配当金}) - (\text{一時払保険料*6}) - (\text{特別控除額50万円})\} \times 1/2$
 特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。

※年金開始時は一時所得の対象、年金受取時は雑所得の対象となります。

*6 定期支払金の受取りや減額があった場合は、一時払保険料から、既に受取った定期支払金や解約払戻金に対する必要経費合計額が差引かれます。

死亡保険金のお受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

ご契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
①契約者と被保険者が同一人の場合	A	A	B	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合	A	B	A	所得税(一時所得)+住民税
③契約者と被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	A	B	C	贈与税

この保険の外貨での保険料や死亡保険金等の授受にかかる税法上の取扱いは円での生命保険契約と同じです。

次の基準により外貨を円換算したうえで、円での生命保険契約と同様に取扱います。

ふやすタイプ

科目	為替レート適用日*7	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	【相続税・贈与税の対象となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)

うけとるタイプ

科目	為替レート適用日*7	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
定期支払金	毎年の契約応当日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	【相続税・贈与税の対象となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)

*7 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。

※外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨を最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)で円換算した金額となり、円入金特約を付加した場合は、円払込金額となります。また、円支払特約や定期支払金円支払特約を付加した場合、「円で10年一定」の場合は、円で受取った金額となります。

→ 次ページへ続く

8 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

9 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします（円入金特約を付加した場合は円により払込まれた金額（円払込金額）は全額円でお返しします）。クーリング・オフ制度は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により、上記期間内（8日以内の消印有効）に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思（理由の記載は任意）
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料の金額
（円入金特約を付加した場合は円払込金額、外貨入金特約を付加した場合は払込通貨での払込金額）
- 4 取扱金融機関名・支店名（または、支社・営業部名、募集代理店名）
- 5 返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
- 6 書面作成日
- 7 申込者または契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または契約者のお名前（自署）

（記入例）

日本生命保険相互会社 行
1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
（理由）〇〇〇〇〇〇〇〇
2 申込番号 ××××××××××××××
3 一時払保険料 ×××,×××豪ドル
4 取扱金融機関 〇〇銀行 〇〇支店
5 返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店
外貨口座××××××××××
口座名義人 〇〇〇〇
6 20××年××月××日
7 住所 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
8 お名前 日生 太郎

郵送先

〒113-8661
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

10 相互会社運営

日本生命は相互会社です。相互会社では、契約者が社員となり、社員が選出する総代で構成する総代会では、経営に関する重要事項の審議と決議を行っています。

- 相互会社は、契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく会社形態です。相互会社では、有配当保険の契約者が保険加入と同時に会社の構成員である社員となります。
- 社員の権利には、社員配当金請求権等があります。また、社員の代表である総代を選出する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 日本生命は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、総代会を設置しています。

11 生命保険会社が経営破綻した場合等

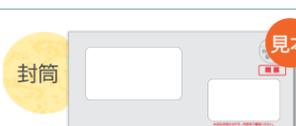
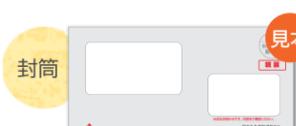
保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額等が削減されることがあります。日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。

アフターサービスについて

ご契約後も安心してご継続いただけるよう、充実したアフター サービスを用意しております。

※これらのサービス・取扱条件・書類イメージは
2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

ご契約後	① 保険証券 等 発送時期 契約日の翌営業日以降 (通常、お申込みから約10日後)	
保険 期間中	② 定期支払金受取人設定状況のお知らせ 発送時期 毎年の契約応当日の3カ月前 定期支払金受取人の変更がない場合、 お手続きの必要はありません。 ※うけとるタイプ「円で10年一定」を選択、 かつ契約者と被保険者が同一人の場合に送付いたします。	
	③ 定期支払金お支払いのご案内 発送時期 毎年の契約応当日の2カ月前 振込口座や通貨の変更がない場合、必要書類を提出いただかなくても 契約応当日に請求手続があったものとみなし、定期支払金をお支払いします。 ※「うけとるタイプ」を選択いただいた場合に定期支払金受取人に送付いたします。 ※定期支払金のお支払い後は、定期支払金受取人へお支払明細書を送付いたします。	
目標金額 到達時	④ ご契約内容のお知らせ 発送時期 契約1年後より年1回の契約応当日以降 (円建終身保険へ変更後は、 変更日の1年後より1年ごと)	
	⑤ 円建終身保険への変更のお知らせ 発送時期 目標金額に到達した場合 到達した日の翌々営業日以降	
積立利率 更改時	⑥ 積立利率更改のお知らせ 発送時期 利率更改時の2～3カ月前 積立利率・定期支払率が変更されることをお知らせします。 また、同時期に積立利率更改時におけるタイプ変更・解約についてもご案内します。	

インターネットサービス



日本生命ホームページよりご登録いただくことで、
お客さまに役立つ各種サービスをご利用いただけます。

ご契約内容の照会	照会日時点の契約内容・運用状況を確認できます。 為替レートの確認等も行うことができます。
目標値の 指定・変更・取消	目標値の指定・変更・取消を お客さまご自身で行うことができます。
その他 各種お手続き	「生命保険料控除証明書の再発行」等、 その他の各種お手続きを行うことができます。

3:00～4:00は当サービスはご利用になれません。
なお、「目標値の指定・変更・取消」「生命保険料控除証明書の再発行」は上記に加え、
毎営業日15:00～15:30もシステムメンテナンスのためお手続きいただけない時間帯がございます。

※「目標値の指定・変更・取消」「生命保険料控除証明書の再発行」は、
日本生命営業日の15:00までに日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。

お問い合わせ先はこちら

 **ニッセイダイレクト事務センター**
 名義変更(受取人変更、契約者変更、改姓・改名等)
のお手続き、保険証券の再発行、死亡保険金の
請求、ご解約の手続き等をご利用いただけます。

0120-375-621 (通話料無料)
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

 **ホームページ**

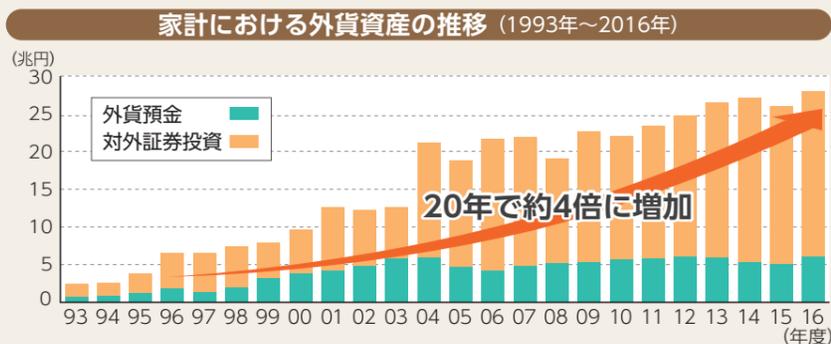
<https://www.nissay.co.jp>

日本生命トップページ⇒金融機関窓口販売商品のログイン
⇒専用サービスへアクセスください。

このほか、各種お手続きが完了した際、お手続き完了のお知らせを送付いたします。
また、日本生命の事業活動や、相互会社の仕組み等についてのお知らせを
定期的に送付いたします。

外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

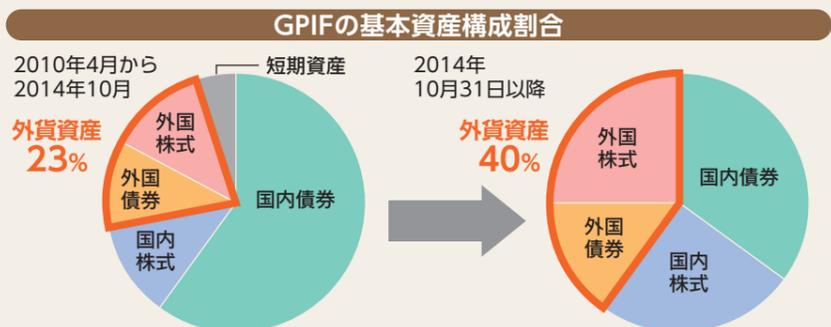
家計における外貨資産は、**20年で約4倍に増加しています。**
グローバル化が進む中、家計の外貨資産は徐々にふえ、外貨の保有は特別なことではなくなりつつあります。



出典：日本銀行ホームページ「資金循環」

そして国でも、**公的年金運用で外貨資産の割合を高めています。**

国の代表的な運用機関である年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)では、2014年に外貨資産の割合を23%から40%に上げました。



出典：GPIFホームページ「基本ポートフォリオ」

分散投資は、有効な投資手法の1つです。

通貨の価値は、為替レートの変動で常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みなく取り引きされ、経済や政情等、様々な要因が複雑に交錯しながら、刻々と変化しています。それにとともに、円の実質的な価値も常に変動しています。

出典：日本生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成。



外貨で運用を行うにあたっては、**複数の通貨を組み合わせることが大事です。**

資産を複数通貨で保有していれば、1つの通貨価値が下がったとしても、他の通貨価値が上がるなら、トータルで資産価値の減少を補うことができるかもしれません。

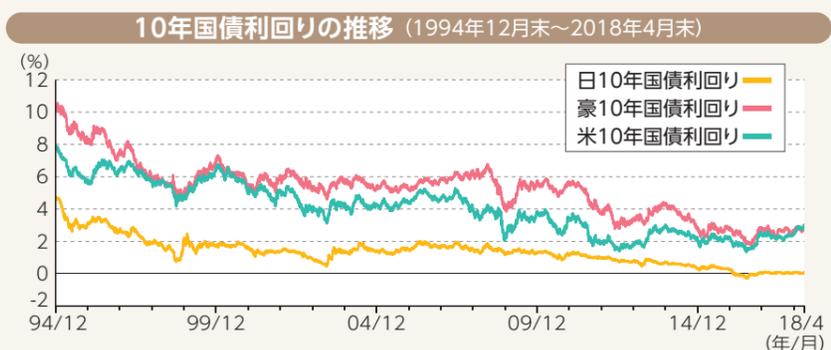


※分散投資によるリスク抑制の効果例をイメージ化したものであり、リスク抑制を保証するものではありません。

なぜ今、外貨なのでしょう？

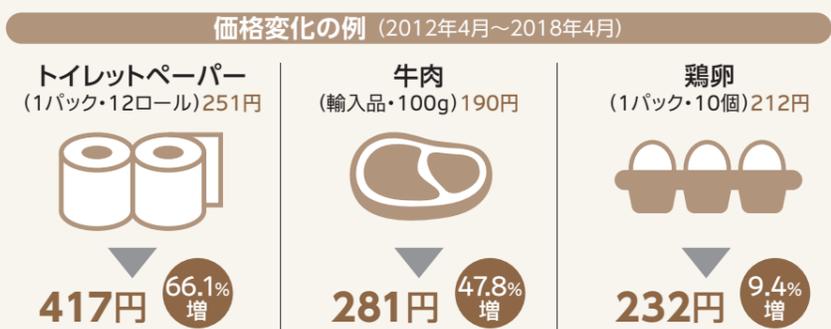
日本では、**長く低金利が続いています。**
日本の金利は、金融政策上しばらく低水準が続くことが想定されます。一方、海外には日本よりも金利の高い国があります。

出典：各国中央銀行が公表している利回りをもとに日本生命が作成



様々な品が値上がりし、**お金の価値の低下が心配です。**
低金利が続く中でも、物価は上昇傾向にあります。物価が上がると、円資産のみでは、保有資産が実質的に目減りしてしまいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」(主要品目の東京都都区部小売価格)
※小数点第2位以下を切捨て

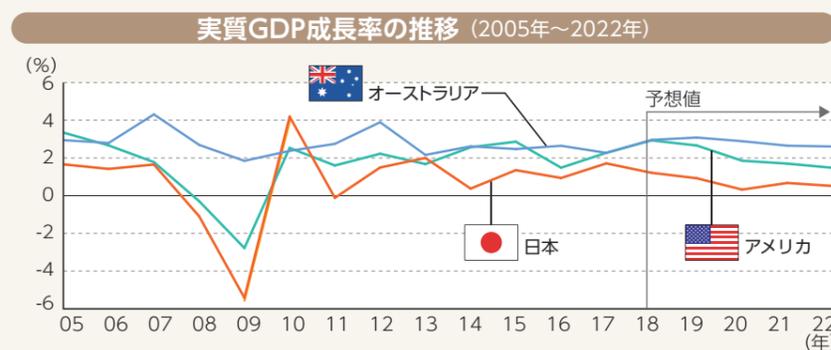


金利の高いアメリカ・オーストラリアは、どのような国なのでしょう？

アメリカ・オーストラリアとも**比較的高い成長率を維持しています。**

リーマンショックで一時的に低下したものの、日本より相対的に金利の高い両国とも、近年は、国内総生産(GDP)が2%程度成長し続けています。

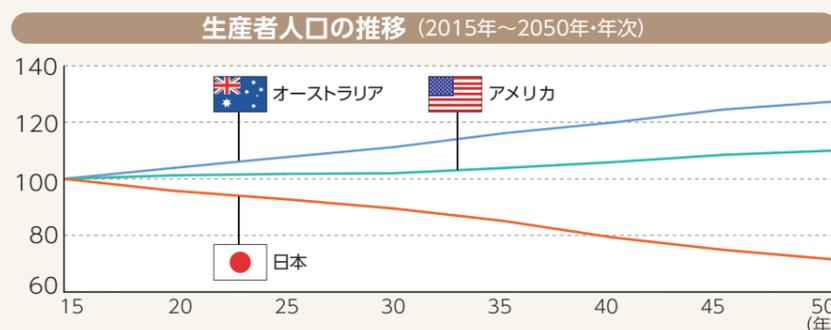
出典：International Monetary Fund [World Economic Outlook Database, April 2018]



アメリカ・オーストラリアとも**働く人がふえ続けています。**

両国とも、15歳から64歳の生産年齢人口がふえ続け、将来にわたって経済活動が活発に行われると予想されます。

出典：United Nations [The 2015 Revision of World Population Prospects] 2015年を100として指数化、予測値含む

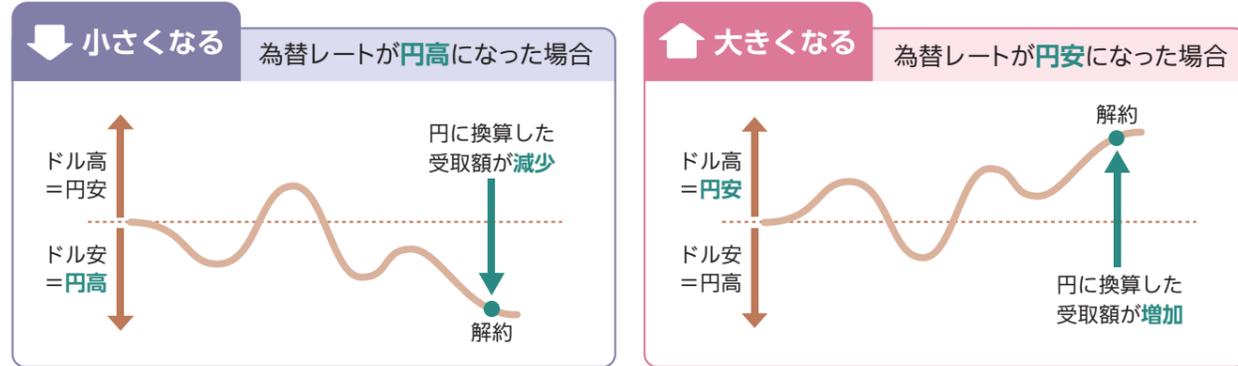


解約時の受取額の変動について

以下の3つの要素の影響を受けて変動します。

①円で受取る場合、「為替レート」の影響

受取額は、解約日の為替レートが円高になれば小さくなり、円安になれば大きくなります。



※解約払戻金額(指定通貨)が同じ場合

②「市場金利」の影響(市場金利調整)

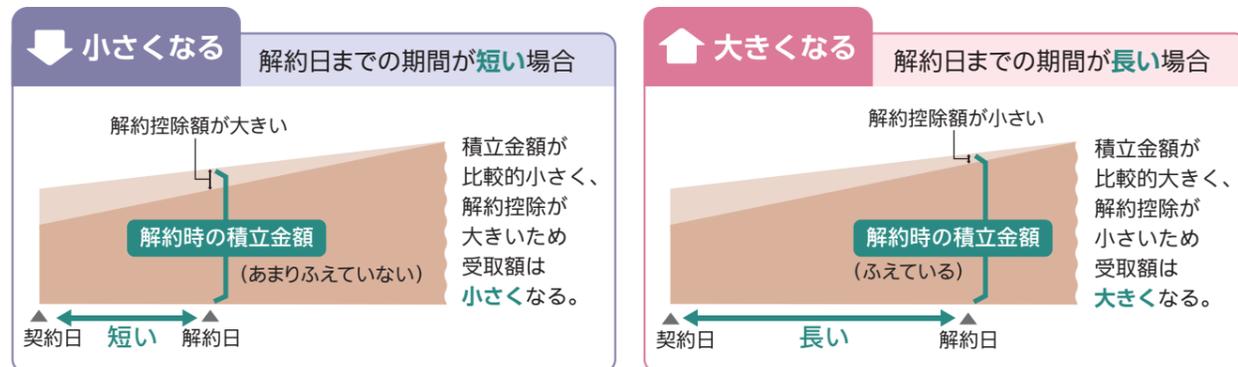
受取額は、解約日の市場金利*が上がれば小さくなり、下がれば大きくなります。



*市場金利 = 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率

③「解約日までの期間」の影響

受取額は、ご契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。



※①については、← 詳細はP.23をご確認ください。

※②③については、当保険特有の算式により解約払戻金額(指定通貨)が計算されます。← 詳細はP.18をご確認ください。

商品仕様 早見表

項目	タイプ	ふやすタイプ	うけとるタイプ	参照ページ
被保険者年齢範囲		15~90歳(契約日の満年齢)		P.20
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者 または 3親等内の親族 ※保険期間中に変更可能		P.20
年金受取人		契約者 ※「つかうコース」を選択の場合		-
定期支払金受取人		-	●指定通貨で10年一定…契約者 ●円で10年一定…契約者、 (以下は契約者=被保険者の場合のみ) 契約者の配偶者または 3親等内の親族も可能	P.20
告知		なし		-
払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)		P.20
入金通貨	米ドル	1万米ドル~7億円相当額 ※1米ドル単位		P.20
	豪ドル	1万豪ドル~7億円相当額 ※1豪ドル単位		
	円	100万円~7億円 ※10万円単位		
指定通貨		米ドル または 豪ドル		P.15
積立利率		毎月2回(1日と16日)に設定され、ご契約時の積立利率が10年間保証されます。以後、10年ごとに積立利率は更改されます。 ※積立利率は、通貨・契約日における被保険者の年齢(15歳以上75歳以下と76歳以上90歳以下)・タイプ・円建死亡保険金特約の有無で異なります。		P.17
円の目標金額	設定範囲	一時払保険料(円)*に対して105%~200%(5%刻み)	-	P.15
	保険期間中の変更	可 ※ご契約後は100%も設定可能	-	
死亡保険金	指定通貨建終身保険	死亡日における①積立金額②解約払戻金額のうちいずれか大きい金額		P.17
	円建終身保険	積立金額と同額		
	円建死亡保険金特約	一時払保険料(円)*以上		
解約払戻金		積立金額に市場金利調整を適用した金額から解約控除額を差引いて計算		P.18
受取通貨	指定通貨建終身保険	死亡保険金	指定通貨 または 円 ※ただし、「ふやすタイプ」で円建死亡保険金特約の保険期間中は円	P.3-10
		解約払戻金	指定通貨 または 円	
	円建終身保険	死亡保険金	円	
		解約払戻金	円	
年金		円		
増額		不可	可	P.20
減額(一部解約)		※1,000米ドル・豪ドル単位。減額後の基本保険金額が1万米ドル・豪ドル以上となる必要があります。		P.10
指定代理請求人	定期支払金	指定可		P.20
	年金	指定可		-
付加できる特約		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、円建死亡保険金特約、解約払戻金の年金支払に関する特約	円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、定期支払特約、定期支払金円支払特約、定期支払金額円建固定特約(率更改型)、解約払戻金の年金支払に関する特約	P.18-19
為替レートの適用日		日本生命所定の日		P.19
ご負担いただく費用	契約時	なし		-
	保険期間中	日本生命所定の費用		P.24-25
税金の取扱い	保険料	一般生命保険料控除の対象		P.26-28
	死亡保険金	契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税 または 贈与税 または 所得税(一時所得)+住民税		
	解約払戻金	所得税(一時所得)+住民税		
	定期支払金	-	契約者・定期支払金受取人の関係により、所得税(雑所得)+住民税 または 贈与税	
年金		●終身保険解約時……所得税(一時所得)+住民税 ●年金受取時……所得税(雑所得)+住民税		

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。詳しくは、P.1をご確認ください。